

入札注意事項（工事）

- 1 **入札保証金** 免除
- 2 **契約保証金** 請負金額が500万円以上の場合には有（契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の10分の1以上の額とする。）
- 3 **部分払** 請負金額が500万円以上の場合には有
- 4 **前払金** 請負金額が200万円以上の場合には有
- 5 **最低制限価格の設定** 有
- 6 **落札者の決定** 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 7 **再度入札** 初度の入札において前項の落札者がいない場合は、初度の入札に参加した者のうち無効となった者を除き、2回まで再度入札を行うものとする。
- 8 **入札の辞退** 指名を受けた者は、入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。
なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。
また、入札辞退の届出をしないで、定刻までに入札場所に到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。
- 9 **入札の中止** 入札参加者が1人の場合は、入札は行わない。再度入札の場合は、初度入札参加者の辞退、失格または無効により入札者が1人となったときは、これを行わない。
- 10 **無効** 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札
 - (3) 入札者の記名押印のない入札
 - (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (5) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
 - (6) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札
 - (8) 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札
 - (9) 最低制限価格の設定がある場合の再度入札において、前回の有効な入札のうち最高価格以下での入札
 - (10) 兼任条件に反する場合
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 **契約書** 落札者は、契約書を作成し、落札決定通知書に記載する契約書の提出期日（以下「契約締結予定日」という。）に契約書を提出しなければならない。
- 12 **代理入札** 代理人により入札をしようとするときは、委任状を入札書とともに提出すること。
- 13 **工事費内訳書** 予定価格が事前公表された入札においては、入札時に工事費内訳書を提出すること。
- 14 **違約金** 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加等除外措置を受けたことにより当該落札を取り消す場合も同様とする。
- 15 **落札等の取消** ア 落札者が、指名通知の日から契約締結予定日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは次のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名又は落札を取り消すものとする。
 - (1) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てイ アの(3)、(4)において会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- 16 **その他** 郵送・電報等による入札書の提出は、予め入札通知において提出を認めた場合を除き、認められません。

入札参加に当たっての留意事項

入札の参加者は、関係法令、入札通知書、仕様書、図面のほか、次の事項に留意してください。

1. 技術者等の適正配置について

建設業法等に規定している次の事項に遵守してください。

- (1) 請負金額が 2,500 万円（建築一式の場合は 5,000 万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円（建築一式の場合は 4,500 万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を配置しなければなりません。

なお、配置する監理技術者については、契約の締結に際し次の資料を提出してください。

ア 監理技術者資格者証(表・裏)の写し

イ 監理技術者講習修了証の写し

- (3) 現場代理人及び工事現場に配置される技術者は自社と直接的な雇用関係にある者でなければなりません。
なお、工事現場に配置される専任の技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

・「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいいます。

・「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

通常指名競争入札	= 入札の執行日
条件付一般競争入札	= 競争参加資格の確認基準日
随意契約	= 見積書の提出日

- (4) 営業所における専任の技術者は、工事現場に配置される技術者等にはなれません。
ただし、特例として、当該営業所で請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない技術者等になることができます。
- (5) 営業所における専任の技術者は、工事現場の現場代理人にはなれません。
営業所における専任の技術者は、当該工事の現場における専任を要する技術者になれないことと同様、現場に常駐する現場代理人と兼任することができません。
- (6) 入札公告等により他工事との兼任が認められていない場合を除いて、兼任条件の範囲内で他の工事と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、入札書に「兼任配置予定調書（※）」を添付して提出してください。（持参による入札の場合は、入札書と同じ封筒に入れて提出し、電子入札の場合は内訳書と一緒に添付ファイルとして提出してください。）

※兼任配置予定調書の様式は舞鶴市公式ホームページに記載しています。

事業者の方へ>入札・契約・工事施工>入札結果・入札関連情報>「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの変更等について」

- (7) 工事現場に配置される技術者の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則として認められません。途中交代が認められるのは、技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合です。
監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的なものは、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置してください。
- (8) 入札に当たって、市以外の発注工事等で技術者等が配置されていること等の事情により、適正な技術者、現場代理人が配置できない時は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
なお、契約時において適正な技術者や現場代理人を配置できない場合は、契約を辞退していただくことや、指名停止措置、指名回避等を受けることがあります。